



—民主党税制改正大綱抜粋—

税理士 広瀬 裕

平成21年12月22日 民主党の税制改正大綱がようやくまとまった。

その中から住宅取得等資金贈与の関係を示してみた。

住宅取得等資金贈与

新旧政権がともに経済対策の一環とする「住宅取得等資金の贈与税非課税制度」は、非課税枠は所得制限2,000万円をつけて、22年は1,500万円、23年は1,000万円で落ち着いた。旧麻生政権が措置した同じ仕組みの制度は21年から22年までを対象とするから、対象期間が重なる22年中の贈与は、現行の非課税枠500万円（2年合計）との選択適用となる予定である。

非課税枠だけなら、22年度改正が有利なのは一目瞭然だが、その引替えに昨年末で適用期限を迎えた相続時精算課税の住宅枠の1,000万円は廃止されるため、精算課税を利用する場合は、現行と同じく贈与税の非課税は4,000万円までです。

また精算課税の枠を利用する相手からの贈与の場合は暦年課税で基礎控除（110万円）は利用できません。

図表 相続時精算課税を利用する場合の非課税枠

